

# 過剰な期待は禁物だが、 納税者番号は税務行政の 公平・効率化に不可欠



森信茂樹

personal data

もりのぶ・しげき 1950年広島県生まれ。京都大学法学部卒業後、大蔵省に入省。主税局税制第二課長、総務課長等を経て98年より大阪大学法学部教授。のちに財務省財務総合政策研究所次長、東京税関長を経て、04年8月よりプリンストン大学で教鞭をとる。この間、東京大学、政策研究大学院大学の客員教授を勤める。米・英・ソ連での勤務経験もある。最新の税理論や諸外国の税制にも精通した税制のエキスパート。著書に「日本が生まれ変わる税制改革」「日本の税制」「日本の消費税」などがある。

## 北米は社会保障番号、北欧は住民登録番号

納税者番号制度については、政府税制調査会などの場で長年議論されてきたにもかかわらず、導入に向けての機運は盛り上がりなかった。ところが最近、公的年金制度の一元化のためには、納税者番号制度を導入して、個人事業者の所得の正確な捕捉が必要という意見や、「貯蓄から投資へ」という政策を進めるには、納税者番号制度を導入して、効率的で分かりやすい金融税制を構築することが必要との議論が出てきた。

これまでたびたび議論されながらも盛り上がりなかった理由の一つが、何のために納税者番号制度を導入するのか具体的ではなかったことである。したがって、番号制度導入の必要な理由が明

確な現在の議論は、今後の発展が期待される。

納税者番号制度については、議論すべき論点の数多く、国民生活への影響も大きいので、国民的な議論が必要で、時間もかかる。また、議論のなかには、納税者番号を導入すればたちどころにすべての問題が解決するというような、「納税者番号神話」もある。そこで、以下、制度の概要や効用、問題点を客観的に論じてみたい。

納税者番号制度というのは、納税者の識別や本人確認を、番号を使って効率的に行う仕組みである。税務当局は納税者のさまざまな取引について、その相手方から支払調書や給与の源泉徴収票等の提出を受け、納税者の申告とマッチングさせることにより、適正な課税を執行している。これを情報申告制度（法定資料制度）と呼ぶ。この仕組み

が有効に成り立つためには、情報に記された納税者の名義が真正で、本人確認されたものであることと、コンピューターを使って、大量の情報を効率的に納税者ごとに名寄せし、本人の申告とマッチングさせることが必要となる。これが納税者番号制度である。

諸外国を見ると、社会保障番号（SSN番号）として発達してきたカナダ・アメリカ型と、個人登録番号（住民登録番号）として発達してきた北欧諸国、税務番号として導入したオーストラリアの三つの類型がある。ドイツ、フランス、イギリスには納税者番号制度はない。最も新しく導入されたのは、一九八八年のオーストラリアの納税者番号制度（Tax File Number＝TFN）で、納税者の番号取得は義務ではなく任意となっている。もっとも、番号を利用しない納税者には、最高税率による源泉徴収が行われたり、さまざまな不利益が課せられる。

## 徴税コストの引き下げ効果が大きい

納税者番号制度の導入には、次のような意義がある。

第一に、税務行政の高度化、効率化を通じた適

正・公平な課税の実現である。所得税の確定申告や還付申告が増加し、金融取引が複雑化・高度化するなかで、税務当局がコンピューターを活用し効率的に税務執行することは、徴税コストを引き下げ、国民（納税者）利益として還元される。また、納税者にけん制効果を与えるので、タックス・コンプライアンスの向上につながり、より適正・公平な課税が期待される。

しかし、番号の導入により、事業者の所得捕捉が完全に行われ、クロヨンと呼ばれる状況はなくなるだろうか。事業者の所得を完全に把握するには、売上げと仕入れの双方を捕捉する必要があるので、「消費者が店でものを購入する毎に店の番号の告知を受け、購入の金額、日時等を税務当局に提出する」ことが必要となるが、消費者の手間や税務署の資料情報マッチング能力から考えて、このような制度はありえない。つまり、番号制度の導入は、「事業者に、適正な申告へのプレッシャーをかける」という間接効果にあり、クロヨンが完全になくなるというものではない。期待が大きすぎると、失望も大きい。

二番目は、金融税制を簡素・効率的にするうえで必要となる。現行税制では、利子・配当・株式

### \*2 金融取引の複雑化・高度化

投資信託、株式投資、外債投資、変額保険など多様な金融手段・金融商品で運用された成果である株式譲渡益、利子、配当、雑所得（為替差益など）などは、取引の国際化、電子化などにより国内外で発生している。これらの錯綜した所得を税務当局が正確に捕捉する際、手作業では限界がある。しかし、納税者番号があれば、納税者と取引先からの申告内容は迅速に照合できる。

### \*3 クロヨン

職種により所得捕捉の度合いが異なることを示す表現。給与と所得者が九割方捕捉され、ガラス張りといわれているのに対し、事業所得者は六、農業所得者は四という意味。

譲渡益といった金融所得は、税率や税制度が異なる多様な制度になっている。これを一元化し簡素な税制にすることは、金融商品間で中立的な税制となり、タックス・コンプライアンスの向上も図れ、投資家の利便も向上する。

### 国外へ逃げる所得も捕捉できる

また、利子、配当、株式譲渡益といった金融所得を通じて損益通算や繰越し控除を認めることができるので、個人はリスクテイクをしやすくなり、「貯蓄から投資へ」という政策目的に合致する。その際納税者は、損失を申告するインセンティブは働くが、利益のほうはそうはいかないので、本人の申告内容を税務署がチェックする必要がある。番号を使ってマッチングすれば適正・効率的なチェックが期待できる。この場合、金融所得の繰越し、通算を必要とする納税者から付番していく、選択的導入が考えられる。

金融所得を一元化しているスウェーデンでは、税務署から送付される申告書に、雇用者と金融機関から提出された給与所得と資産所得が記載されており、納税者は誤りをチェックして送り返すという簡素で利便性の高い制度が採られている。わが

にとっても示唆の多いものであるが、これらの制度の導入には、納税者番号制度が必要となる。

### 課税以外の番号利用には厳しい罰則を

国民にとって最大の課題は「プライバシー」である。この問題は、「納税者と税務当局」という局面と、「納税者と民間事業者」という局面に分けて議論する必要がある。前者においては、現在でも、税務当局の税務調査等において納税者のプライバシーはある程度制限されており、その延長上で考えればよいが、後者はそうではない。



公平な課税の実現が、納税者番号制への国民の理解を得る第一歩

国でも、納税者利便の向上という観点からそのような制度を検討すべきである。

しかし、番号制度を導入しても、株式譲渡益が一〇〇パーセント正確に捕捉されるわけではなく。譲渡益の捕捉には、取得価格と売却価格との双方の情報が必要となるが、番号で捕捉されるのは、売却価格だけである。取得価格はあくまで本人の申告を待たなければわからない。ここにも、番号制度の限界がある。

また、瞬時にグローバルな資金移動が可能な世界では、足の速い金融所得の捕捉はますます困難になっており、放置すると、労働、土地、消費といった外国に逃避のできない所得への課税が重くなる。この観点から、番号を導入し、国際的な資金の流れを正確に捕捉する必要性が生じている。

最後に、番号制度が、新たな税制の導入を可能とするという点について言及したい。

紙面の都合で詳細は避けるが、カナダで導入されている、消費税の逆進性対策としての、低所得者への消費税相当額の税額控除(GST控除制度)や、米国等で導入されている税と社会保障を一体化した勤労税額控除制度(Earned Income Tax Credit = EITC)は、今後のわが国税制

米国では、スポーツクラブやスーパーマーケットの会員になるにも社会保障番号<sup>\*</sup>(納税者番号)が必要とされ、その結果、個人の信用情報などさまざまな情報が民間に蓄積、売買されるなど、大きな問題となっている。

最近の導入国であるオーストラリアでは、プライバシーの保護重視の観点から、多目的な共通番号の導入をやめ、税務行政に限定した納税者番号制度としている。また、民間機関には原則データ提供を禁止し、これに対する刑事罰も規定され、税務オンブズマン制度等の苦情処理機関を設置するなどさまざまな対策が打たれている。

わが国で納税者番号制度が導入される際には、番号の課税目的以外の民間利用を罰則付きで禁止し、プライバシーを最大限保護することが必要であろう。

すでに、基礎年金番号や住民基本台帳ネットワークシステムが導入・実施されている状況下で、ITの発達の成果を税務行政にも活用し、公平で効率的な課税の実現を図ることはごく自然のことである。プライバシーの問題をクリアしつつ、納税者の立場に立った番号制度とは何かという視点を立ち、具体論を議論する時期にきている。

#### \*4 GST控除制度

GSTは Good & Service Taxの略。低所得者層に対して、世帯人数などに応じ必要最小限の消費支出にかかる消費税相当額の控除ないしは還付を認める制度。消費税の逆進性を緩和する役割。

#### \*5 EITC

一定の所得までは、勤労して所得を得れば得るほど多くの税額控除が受けられるというもので、労働インセンティブを高めるメリットもある。米国では一九七五年に公的扶助政策や最低賃金制度を補完する観点から、勤労を前提とした税額控除(EITC)が創設されている。

\*6 米国の社会保障番号  
米国には社会保障番号の民間における利用についてプライバシー保護の観点から規制する法律がないため、番号が身分証明書代わりに日常生活のさまざまな局面で利用されてきた。

#### 筆者が推薦する基本図書

- 「日本が生まれ変わる税制改革」(自著)(中公新書ラクレ)
- 「図説 日本の税制」(二〇〇三年度版)(永長正士編)(財経詳報社)

# 納番制に合理的理由など ない——真意は国民監視 システムの導入である



石村 耕治  
personal data

いしむら こうじ 1948年青森県生まれ。米イリノイ大学ロースクール修了。現在、白鷗大学教授、同大学院法学研究科長、横浜国立大学大学院講師。プライバシーを守る市民組織であるプライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 代表を務める。専攻は税法・情報法。住基ネット、監視カメラ、納税者番号制を含むプライバシー保護法制、宗教・公益法人 (NPO) 税制などが最近の研究課題。著書に「納税者番号制とは何か」、「納税者番号制とプライバシー」など多数がある。

「全員に強制はしない」というが……

納税者番号制度 (納番制) では、納税者一人ひとりが、異なる番号 (納番) を持つことになる。番号を付けるのは課税庁などで、納税者は勤め先や取引先などに出す資料や課税庁に出す申告書には、自分の納番を必ず書くことになる。また、給与を支払う勤め先、納税者と取引する金融機関、不動産会社なども、従業員、取引相手から聞いた納番を課税庁に出す資料には、必ず書くことになる。

一方、課税庁は、各人の納番をマスターキーにして、納税者から出された申告書などの情報と、その納税者の勤務先や取引先から出された資料の情報とをコンピュータで突合せ (名寄せ) し、申告

内容が正しいかどうかをチェックする。

このような納番制は、脱税や課税漏れなどを防ぎ、所得の把握格差をただすのに役立つという見方がある。一方で、役所が各納税者の幅広い金融プライバシーを管理、公有化することになることから、導入への反対は根強い。だが、政府は、当初は全員に強制せず、希望者だけを対象に「選択的納番制」という形で導入を凶る構えだ。

わが国での納番制導入の本格的な論議は、一九八八年 (昭和六三年) に政府税制調査会 (政府税調) が導入を進めるべきだとする報告書を公表したことに始まる。

納税者は、大きく「個人」と、法人や法人格のない社団 (任意団体) など「法人等」に分けられる。納番制の導入となると、この区分を基に納税

者に番号を付ける (付番する) ことになる。付番の方法としては、①個人や法人等のすべての納税者に対し課税庁が付番するオーストラリア方式と、②法人等には課税庁が付番し、個人には住民票コード (北欧諸国) ないしは社会保障番号 (アメリカ、カナダ) など既存の番号を転用する方式がある。最近の議論から見ると、わが国では、①の方式となるのではないか。

## 「貯蓄しないで株を買え」という政策

かねてから政府税調は「二〇種類に分かれている個人の所得のうち、利子や配当などの金融所得が分離課税になっているのは好ましくない。すべての所得を集約し、累進税率で総合課税にするのが公平である。そのためには納番制が必要だ」と説いてきた。

ところが、近年になって約変し、この主張をやめた。そして今度は、金融所得に軽く課税するのに納番制が必要だとい出した。欺瞞である。

二〇〇四年六月十五日、政府税調は「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を公表した。その骨子は、これまでの総合課税はやめにして、金融商品からの金融所得への課税は「二〇パ

ーセントの申告分離課税方式」に統一し、そのうえで当面、上場株式等の売却損益に限り他の金融所得とできるだけ幅広く相殺・損益通算を認める。ただし、この課税を受けるには納番の取得を条件とする (選択的納番制) の導入、というものである。これで、「株の投資で損をしても、配当や利子などでも穴埋めできるようにする」という。

現行は、株式取引で売却損を出した場合、同じ株式売却益の範囲で穴埋め相殺し、納税額を減らせる。だが、預貯金の利子など異なる金融商品から得た利益との間では相殺できない。税調は、これが株式への投資をためらわせ、個人の金融資産を現金・預貯金に集中 (現在五五パーセント) させる原因と判断したわけである。

そこで、納番制の導入によって資産を管理し、預貯金の利子など幅広い金融商品からの利益でも通算できるようにするというわけだ。内実は、株取引でリスクを負った人だけへの優遇策にすぎない。いわば「貯蓄しないで、株を買え」「間接投資ではなく直接投資をしろ」という政策である。しかし、これで、貯蓄は美德とすつとマインドコントロールされてきた国民が、貯蓄から株取引に大きくシフトすると見るのは早計だ。逆に税

### \*1 課税庁

税金を徴収・徴収する業務を行う役所。国税に関する課税庁は、国税庁 (一)、国税局・沖縄国税事務所 (二)、税務署 (五二四)、関税を取扱う税関、税関支所、税関出張所がある。税関支所、税関出張所は第一線にある税務署や国税局、国税事務所を指導・監督しているのが国税庁。国税局は国税庁の地方部局で、税務署の指揮・監督、大法人の税務調査などを担当。こうした国税庁を統括しているのが財務省であり、国税庁は財務省の外局に置かれている。地方税に関する課税庁は、通常、道府県税については税務課 (部) や道府県税事務所、市町村税などは税務課となっている。 (筆者注)

\*2 オーストラリア方式  
番号を税務局に使うことを前提に、税務当局が納税者に番号を付ける方式で、本来の意図での納税者番号制度といえる。イタリアでも採用されている。 (筆者注)

\*3 これまでの課税原則  
わが国の個人所得課税は、従来から公平な課税を実現するために総合課税の原則を理念としてきた。また、伝統的に勤労所得に軽く、資産 (不労) 所得に重く課税するのが課税の原則や基調は、国家による富と所得の再分配に有用との考えからきている。

\*4 損益通算  
所得税は、個人の所得を一〇

収減を招いて、富裕層だけの優遇に終わりがかねない。

上場株式会社等の売買損益については、実際は、納税者が証券会社に開設した特定口座を通じて損益通算できるから、選択的納番制はいらない。また、損益通算の対象を預貯金の利子にまで広げるから納番制が必要といっても、超低金利が続くなか、どだい意味のない話である。むしろ、全国に一三億以上ある預貯金口座の納番管理がターゲットなのではないか。

### 実施してもクロヨン問題は解決できない

クロヨン（九・六・四）という言葉を目にしたことがあると思う。これは、職種による所得把握の格差を表わした言葉だ。サラリードワーカー（給与所得者）の場合、税金は給料などから天引き徴収される。一方、雇い主である企業は、従業員に支払った額を課税庁に通知する。収入あるいは所得は、ガラス張りの状態にあるため、自営業者や農家などに比べ、所得の把握度は格段に高い。納番制の導入は、こうした所得把握の格差をなくそうということで、声高に主張されてきた。

だがこの点に関し、政府税調は「事業所得を完

全に把握するには、売上げ又は仕入れに関する取引のすべてを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは現実に不可能であろう」（八八年報告）という。

たしかに、居酒屋や八百屋での支払いの際に、事業者（店側）と消費者（客側）が納番を提示・交換し合い、書類をつくりすべて課税庁に報告する仕組みを導入すれば、現金取引の完全な捕捉も夢ではない。だが、これは非現実的で、日常の取引をストップさせる要因にしかない。こう見ると、納番制を入れても捕捉の対象は個人の「資産所得」と、サラリードワーカーやその配偶者などのちよっとした副収入程度が主なターゲットになるのは目に見えている。やはり、納番制はいらない。

そもそも納番制の導入は、総合課税を旗印に主張されたものだ。だが、完全な総合課税の実現は、大半の個人が確定申告をするという事態を招く。政府税調やその背後にいる財務省は、大量の納税者が税務署に押し寄せることになる総合課税など望んでいなかったと見てよい。真の狙いは当初から、総合課税に名を借りた「納番制を使った国民監視システムの導入」にあったのではないか。

最近になって総合課税のルールから脱線し、金融所得の一体化課税を選択する人には納番制がふさわしい」と言い出したのは、まさにその証だ。だが、選択的納番制は「呼び水」で、いったんこれを認めれば、一律導入にエスカレートしていくのは必至である。

### 番号を盗用する「なりすまし犯罪」が多発

一ヶタの住民票コードとIC仕様の住基カードを使い、全国民のプライバシーを全国一元管理する国民総背番号制の仕組みが住基ネットだ。これは国民の猛反対に背を向けて導入された。また、二〇〇四年秋からは、年金未納者の所得把握のために社会保険庁、国税庁（税務署）、総務省（市区町村）の三省庁が連携し、基礎年金番号を使って年金情報と納税情報とを照合するプログラムが動き出した。

その次が、納番制の導入だという。選択導入か一律導入かを問わず、納番制をいったん認めてしまえば、プライバシー保護は重い課題になる。納番の利用は徐々にエスカレートし、課税が関係してくるあらゆる民間の取引に使われることになる。

納番制では、番号コードの利用を罰則付きで限定しないと、あちこちに垂れ流しになってしまふ。結果として、アメリカのように、他人の社会保険番号（SSN）を盗用しその人になりすまし、不正に消費者ローンを利用したりする「なりすまし・身元盗用（Identity theft）」犯罪が多発し、手がつけれなくなる恐れがある。

国民監視システムが役所によって統々と構築されてきている。だが、政治は、国民のプライバシー（人格権）を一元管理する仕組みづくりに迎合的ですからある。年金制度改革論議の中で民主党が提唱した、国民全員を対象とした一律納番制導入案はその最たる例の一つ。だが同党も、この国がわずかの隙間もない超監視国家となり、国民が役所の情報奴隷となることを望んではいまい。いまこそ政治は、徹底した人格権重視の政策を打ち出すべきである。一方、私たち国民も、超監視国家を排すためにも、役所依存から脱皮し、自らで考え責任をとる民力を培うことが肝要だ。

種類に区分して課税している。二種類以上の所得のうち一種類が赤字（損）、他が黒字（益）の場合、黒字分から赤字分を差し引くこと（相殺）ができる。これを損益通算という。現行制度では、不動産・事業・山林・譲渡所得が赤字になったとき、他の所得と相殺できる。株式の譲渡（売却）損については、同じ株式譲渡益としか相殺できない。

政府税調の一体化案は、株式の売却損のみを他の限られた金融所得との間で認めようというもの。これは、損益通算の範囲を限定して税収減を抑えようとするもので、金融界などから批判されている。（筆者注）

\*5 米国ではなりすまし犯罪が多発

これは深刻な社会問題となリ、SSNの規制をめぐって連邦議会下院歳入委員会の社会保障小委員会では毎年のように公聴会が開かれている。

- 筆者が推薦する基本図書
- 「納税者番号制とは何か」自衛（岩波ブックレット）
- プライバシー・クライシス
- 渡藤賢男（文春新書）
- 「住基ネット」とは何か？（櫻井よしこ他）（明石書店）

# 「基礎知識」 納税者番号制のメリットとデメリットは？

## ■政府税調の長年の悲願

政府税制調査会(首相の諮問機関)は二〇〇四年六月、金融取引に伴う個人所得を一体化して課税する税制改革の報告書をまとめた。株式、株式投信の売買損益と配当、利子など金融商品の保有で得た利益を相殺した後に出た利益に課税するのが金融資産一体課税である。現在、株式などの売買益や配当、利子などの金融商品は個別に課税されている。そのため、株式取引による損失を株式投信の利益で埋めることはできるが、預貯金の利子や配当など異なる金融商品での相殺はできない仕組みになっている。それを改めて、金融取引における利益と損失を相殺できるようにしようという、一種の減税措置である。

財政悪化にともない増税ムードが支配するなかで、政府税調が減税につながる一体化税を出してきたのは、報告書のテーマともなっている「貯蓄から投資へ」を実現するためである。日本人の貯蓄性向の高さは世界でも群を抜いており、国民が所有する金融資産のうち、株式などへの投資は四％に過ぎない。そこで膨大な預貯金が株式市場へ向かうよう、税制面から整備を図ろうとしたのである。株

式売買による損失を預貯金の利子などと相殺できれば、リスク資産投資への失敗を過度に恐れずに株式投資へ向かうというわけだ。〇一年に導入された確定拠出年金制度(日本版401k)と狙いは同じである。米国では401kによって膨大な運用資金が株式市場に流れ、景気に大きな刺激を与えたとされ、日本の導入はそれにならったといわれている。

それはともかく今回の報告書で注目しておくべきは、金融資産一体課税とセットで納税者番号制度(選択制)の導入が提言されている点である。納税者番号制は政府税調が二〇年も前からその必要性を指摘していた長年の悲願でもあるからだ。

## ■選択制導入の背景

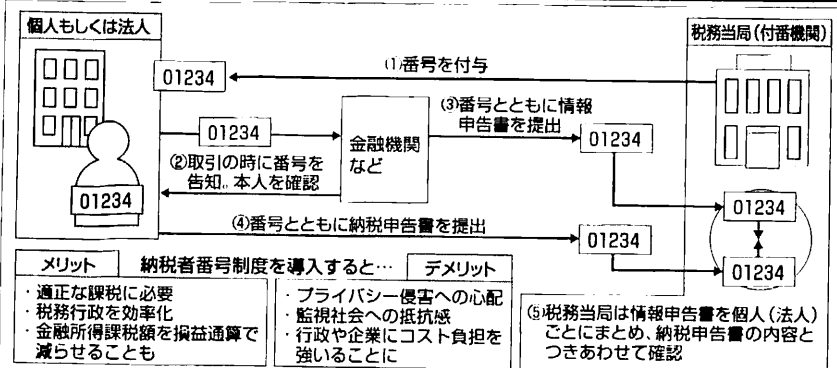
納税者番号制度は、納税者一人ひとりに番号をつけて、所得や資産の実態を把握しやすくする制度である。すでに実施されている国民の番号制には公的年金の加入情報を二元的に管理する基礎年金番号(社会保険庁が番号を付与)と、居住者を対象に各自治体が管理する住民票コードがある。この二つの番号制度を納税者番号制度に転用することも関係者の間で検討されたようだが、国民の合意形成

は困難として見送られている。

政府税調が納税者番号制導入を悲願としてきた理由は、自営業者や農家などの所得の捕捉率を高め、クロヨンといわれる捕捉率の不公平を解消するとともに、脱税防止の効果が期待されたからである。にもかかわらず、これまで納税者番号制を導入できなかったのは、国家が個人の所得を詳細に把握することへの強い抵抗感が国民の間にあつたからだ。そこで政府税調は、金融資産一体課税を機に、損益相殺を希望する納税者だけを対象にした選択制の納税者番号制を提言したのである。

近年の金融所得は国内外において多様な形で発生しており、こうした金融所得を一元化する場合、税務当局が金融所得のすべてを把握するのは不可能に近い。それが納税者番号制ならば、同じ投資家が複数の金融機関に名義を持つ場合でも容易に名寄せができる(図参照)。金融資産一体化と納税者番号制がセットで提言されたのもそのためだ。また納税者番号制の本格的論議が始まった八〇年代末に比べて情報通信技術が驚異的に進化していることも、ここに来て本格的な導入が提言された背景となっている。

## \* 納税者番号制度のイメージ



(日本経済新聞2004年5月9日付より)

## ■「選択制」納税者番号の問題点

財務省は「選択制」納税者番号を〇五年度にも導入したいとしているが、選択制に関してはいくつかの問題点も指摘されている。まずどこまで普及するかだ。日本総研の三上寿雄主任研究員は、「一部の富裕層が金融資産の保有状況を正確に把握されたくない誘引を持つのは、金融資産への課税を嫌うだけでなく、金融資産の保有状況を正確に把握されることにより、勤労所得や相続税の負担が高まることを嫌ったためと推測できる。一部の納税者にとっては、あえて納税者番号制度を利用しないことで、金融資産所得以外の税負担を不正に軽減する効果があるにも拘わらず、それが容認される」(「Japan Research Review」〇四年二月号)点が問題だといっている。

預貯金の利子など、どのような金融商品が相殺の対象となるのか細目はまだ決まっていないが、現在のような超低金利では株式の売買益と預貯金金利を相殺してもあまり意味はない。それに一度番号を付与されると、返上できず、節税できない年も申告しなければならぬ不自由さもある。これらの点を考えれば、番号付与を希望する納税者が果たして続出するかどうか。三上氏も「制度を円滑に導入しようとする意図は理解できるが、制度本来の趣旨に照らせば、やはり制度を一律に適用

## ■税の使われ方にも密接に関係

プライバシー保護の問題からも納税者番号制への抵抗感が強く、導入は難航が予想されるが、政策研究大学院大学の大田弘子客員教授は「良い増税悪い増税(東洋経済新報社)の中で、税への公正感を持つには番号制が不可欠として、こう強調している。

税務当局が納税者のプライバシーを守るといふ意味でのプライバシーは不可欠だ。しかし、納税という側面では、プライバシーがあつてはいいけない。隠された所得があつてはいいけないのである。番号制は税の使われ方にも密接に関係する。一般に所得再配分といふきは個人を対象にするが、これまでの日本では、産業への補助金や地方への再配分など、集団を対象とした再配分が行われ、それが政治の既得権になってしまった。このような既得権を崩し、あくまで個人を対象とした社会の安全網をはることは、歳出改革の大きな柱だ。政治的既得権による弱者でなく、真の弱者に対してきちんと再配分が行われなければならない。そのためには、経済力の弱い個人を納税者番号でしっかりと把握することが必要なのである。